

令和2年3月19日

釜石市議会議長 木村琳藏 様

釜石市議会経済常任委員会
副委員長 野田 忠幸

行政視察報告書

経済常任委員会による行政視察を実施しましたので以下の通り報告致します。

- 1, 研修項目
 - ① 沖縄県名護市（名護市議会）／ 沖縄県名護市港1-1-1
＊「スポーツツーリズム」と「民泊」による交流人口の維持について
 - ② 神奈川県南足柄市（南足柄市議会）／ 神奈川県南足柄市関本440番地
＊地域活性化に繋がったイノシシの被害防止対策について
 - ③ 栃木県さくら市（さくら市議会）／ 栃木県さくら市氏家2771番地
＊資源作物栽培による耕作放棄地の解消について
- 2, 視察日程 令和2年2月3日（月）～6日（木）
 - ① 令和2年2月4日（月） 沖縄県名護市（名護市議会）
 - ② 令和2年2月5日（火） 神奈川県南足柄市（南足柄市議会）
 - ③ 令和2年2月6日（水） 栃木県さくら市（さくら市議会）
- 3, 参加者 経済常任委員会 3名
佐々木 聡 委員長、野田 忠幸 副委員長、菊池 秀明 委員、
（三浦 一泰 委員、佐々木 義昭 委員、川嶋 昭司 委員は都合により欠席）
市長部局（農林課）
大瀧 忠和 課長補佐
随員 1名（議会事務局）
大信田 太郎 主査

4, 研修概要< I >

令和2年2月4日(火)

沖縄県名護市役所会議室(9:30~11:20)

*「スポーツツーリズム」と「民泊」による交流人口の維持について

※ 研修目的

名護市は日本ハムファイターズのキャンプ地、夏はSUP、11月を中心としたサイクリングなどで交流人口を維持している。また、教育旅行では民泊を受け皿にして若年層の取り込みを行っている。釜石市はラグビー、トライアスロンなどの種目もあり、津波に関する伝承も教育素材としてもつことから、それらを活用し交流人口拡大のための施策の方向性を探るべく、先進事例を調査・研修する。

①「スポーツツーリズム」による交流人口の維持について

(説明者: 名護市 商工観光局 局長兼自転車のまちづくり推進室長 小野 正治 様)

研修に先立ち、名護市議会 比嘉拓也副議長が公務の合間を縫って歓迎の挨拶をされた。続いて釜石市の佐々木委員長より研修受入れについての御礼の挨拶をした後、小野氏様から「スポーツツーリズム」、特に自転車によるまちづくり、交流人口拡大・維持について、配布資料をもとに説明がなされた。

◇名護市のこれまでの取り組みについて

- ・名護市は、国際的な自転車ロードレース「ツール・ド・おきなわ大会」の開催地で、昨年31回目を迎えた。
- ・平成23年度において「循環型環境都市の形成」を施策方針とし、「名護市自転車ネットワーク基盤整備方針」を策定。通勤や通学、買い物などで住民が利用出来る「自転車指導レーン」を整備する等、時短車利用環境の創出、利用促進を図っている。公共機関において駐輪場の整備も推進している。

*「自転車指導レーン」～ 道路の路肩等を活用して、帯状整備や矢羽根型整備で自転車専用レーンや優先するレーンを整備。事故が格段に減少した。

◇県の「健康長寿おきなわプラットフォーム形成事業」(KSP)のモデル事業として認定

- ・サイクリストの聖地と称される「瀬戸内しまなみ海道」や、自転車活用の先進地「せとうち観光推進機構」を視察後、「羽地内海周遊サイクルロード」を提案。これが、KSPのモデル事業として県認定を受ける。

*「KSP～ 女性の平均寿命が初めて1位から3位に下がったことを受け長寿県沖縄を取り戻すために県が展開している事業。

◇自転車旅行商品として発売する。

- ・「瀬戸内しまなみ海道」、その他のサイクルロードとともに、「羽地内海サイクリングコース」を、JTBから「自転車旅行商品」として発売する。
自転車旅行の商品は、夏場13コース、冬場6コースで、冬の沖縄には優位性がある。

◇Velonimics（ベロノミクス）の提唱

Vélo（仏語で自転車）＋Economics の造語。自転車をもたらす複合的な経済効果を観光・競技・健康・環境・教育・経済から多面的に捉え、民間活力を利用した自転車のまちづくりを積極的に押し進めている。

例として、サイクリストにとっては宝物である自転車を、室内に持ち込めるホテルや朝早いサイクリストのために朝食をおにぎりや弁当にすることが出来るサービスを提供する宿も出ている。

◇名護市自転車活用推進計画の4つの目標を立てた。

- ・目標1：自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
- ・目標2：サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現。
- ・目標3：サイクルツーリズムの推進による観光都市の実現。
- ・目標4：自転車事故のない安全で安心な社会の実現。

今、「やんばるサイクルロード」基本計画を推進しており、今治市(愛知県)、尾道市(広島)、守山市(滋賀県)に名護市を加えた、西日本のサイクルツーリズムのゴールドルートの形成を見据えて活動している。

②「民泊」による交流人口の維持について

（説明者：名護市 久志地域交流推進協議会 事務局長 江利川 法孝 様）

江利川様は、東日本震災後に釜援隊の一員として活躍していたそうです。仮設住宅で過ごしたとのことでしたが、「橋野の生活は寒かった」そうです。今は、沖縄に移住しています。

◇「Airbnb」等が行う「空き室貸し」型ではなく、共同居住型の民泊を行っている。名護市から少し離れており、高齢化率の高い地域なので、無理せずに肩肘張らずに行える”顔の見える民泊”を実施している。本物の沖縄を伝える手段でもあると捉えており、経営者の顔と宿の特徴を記したパンフを配布している。

近くには、地域活性化を目的とした、修学旅行規模を扱う民泊もあるが、そこから溢れたお客様を受け入れるということも行っており、これは面倒な手続き等もないので高齢者にも、気軽に受け入れが出来ているようだ。

③ その他の質問事項と回答

Q 御市は第5次沖縄県観光振興基本計画（H28年度策定）の中で「世界水準の観光リゾート地」の実現に向けて、沖縄観光が国内外に広く認知される基盤を構築することを目的に策定したとのことですが、自然環境を活用した地域振興をさせようとするとき、環境保護の取り組みが重要視されると考えるが、この取り組みについては？

A 本市では大浦地区で、現地管理者と自然体験事業者等が協定を結び、自然の保全を行いながら観光利用を進めていく取り組みがございます。具体的な取り組みは以下の通りです。（なお、羽地地区、真喜屋地区では未だ協定締結に至っていません。）

1, 環境湯保全について

動植物の採取はやめましょう。ゴミ及び排泄物の持ち帰りをお願いします（水源地に近いため）の呼びかけ。

2, 安全管理

安全への配慮（雨天時の増水、携帯が不通エリアです、へび・ハチ・アブなど危険生物がいることの周知）

3, 地域への配慮

迷惑駐車禁止や、迷惑行為の禁止（騒音、占有、BBQ、たばこ、ペットの持ち込み等）

Q 昨今、自然災害の頻発化、激甚化が叫ばれているが観光振興における危機管理、危機対応、風評被害の最小化についてご教示いただきたい。

A 名護市地域防災計画において災害時における観光客等の安全を確保し、安心して帰路につけるよう、次のように情報伝達や避難誘導等の安全対策について定めています。

- (1) 市は、津波情報や避難勧告等の避難情報を住民に伝達する他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝える。
- (2) 市職員、消防職員及び消防団員等は、海岸、漁港等を巡回し、海水浴客、及び釣り人等の来遊者に高台や最寄の津波避難施設への避難を呼びかける。
- (3) 市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。
- (4) 市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察と連携し、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。
- (5) 市及び観光施設の管理者は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する。
- (6) 市は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧料等の供給及び、交通機関の復旧状況等の情報を、収容場所等でチラシ及びラジオ等で提供する。

Q かつての観光は、「見る、聞く、味わう」の印象だが、現在はこれらに加えて「体験する」観光のニーズに変化しているようで、このニーズの多様化にともなう受け入れ側の体制作りについてご教示いただきたい。

A 本市では、観光を取り巻く国内外の情勢、環境、旅行ニーズ等を考慮し、5年毎に観光振興基本計画を策定しており、今年度の事業として現在、策定中となっております。具体的には、①第一次名護市観光振興計画の達成状況の評価・検証、②今後の取り組み課題の明確化に向けた基礎調査、③成果指標の設定とデータ収集分析手法の検討を実施しております。同計画の評価・検証の検討にあたり、名桜大学、沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連事業者及び名護市観光協会、商工会など観光に関して見識を有する方々で懇話会を開催しております。基礎調査においては、観光客動向調査、レンタカーGPS調査、名護市内や北部圏域でのヒヤリング調査、住民意向調査として各区長へのアンケート調査などを実施しております。

その調査結果をもとに、基本方針として、①地域資源を活用した名護を体現する滞在メニューの提供などによる「名護市内への滞在促進」を促し、②広域連携体制による「

マーケティングプロモーションの充実」、「観光振興の推進体制の確立・強化」が挙げられます。

<所 感>

① 「スポーツツーリズム」による交流人口の維持について

自転車を中心に展開する事業は、一つは県民・市民の健康のために、もう一つは観光客の受け入れを目的としている。

「ツール・ド・おきなわ」は大規模イベントであるが年に一度。サイクルロードは、サイクリストが、通年で一カ所だけではなく全国どこへでも出かける性向を取らせ、自転車を観光面から捉えた視点は、交流人口の増大と維持に大きく貢献していると思われる。また、先進地の事例も積極的に受け入れ、これらと連携しながらさらに大きな事業へと展開する手法は釜石市も注目すべきではないか。

釜石市にも、ラグビーやトライアスロンという代表的なスポーツ資産があるが、これを活用し、そして、他のスポーツにも光をあてながら総体的に発展させながら、来訪者増加を推進する視点が必要であろう。

② 「民泊」による交流人口の維持について

大規模な民泊だけではなく、「泊まりに来て下さい」という気軽な民泊も良いのではないだろうか。通年営業を行うなら法的な規制もあるが、交流人口を増やす手段としての民泊は、釜石市の提案している「Airbnb」だけがその形ではないであろう。





4，研修概要＜Ⅱ＞

令和2年2月5日（水）

南足柄市役所会議室（9：30～11：00）

※ 研修目的

南足柄市が、有害鳥獣対策として「イノシシ」対策を有効に行っている実績があり、森林面積70%の同市の先例は、同面積約90%の釜石市の鹿、猿、イノシシ対策によって参考になるであろうと思われ研修することとした。

研修に先立ち、南足柄市議会 保田 健一郎 議長より歓迎の挨拶があった。保田様は平成22年に釜石市にバイオマスの視察に訪れたことがあり、また、令和2年1月の市民防災の集い（防災講演会）には、釜石市の瀬戸元（せとはじめ）さんの講演を頂いた旨の報告もありました。

釜石市の佐々木 聡経済常任委員長からは、東日本大震災にあたって南足柄市の企業様より多額の寄付を頂いたこと、そして多くの皆様から支援をと励ましを受けたことに対して御礼を申し上げた。

① ＊地域活性化に繋がったイノシシの被害防止対策について

（説明者：南足柄市 環境経済部 産業振興課 農林振興課主任主事 橋本 亮祐様）

◇「南足柄市矢倉沢地区」の事例説明

きっかけは、行政がこの地区の活性化を図ろうという事だったが、平成19年以前からイノシシによるイモ類やイネ類の食害、田畑の踏み荒らしや掘り越しの被害が発生始め、昼夜を問わず集落に出没して、農作物のみならず、人的被害の危惧も想定された。農業従事者の中には耕作意欲をなくす者もいて、これがさらに農地荒廃に拍車をかけることになっているので、活性化云々より「先ずイノシシだ」となった。

そこで、住民自ら平成20年に矢倉沢地区の自治会の中に「地域活性化推進委員会」を設置し、その下に「有害鳥獣対策委員会」を立ち上げた。行政任せにしないで地域住民が主体となって、県・市の助勢も受けながら、猟友会も一体となって＜駆除＞と＜侵入防止＞を併せて行っていた。

駆除は有志が罠免許を取得して行い、市の任命した捕獲実施隊約50名は年間を通じて駆除活動を行っており、これには手当も支給している。

侵入防止は、国の「有害鳥獣総合対策交付金」で防護柵を購入し、住民の71%が参加して防護柵の設置を行った（国の補助金交付は、住民が設置することが条件となっている）。矢倉沢地区では、県、大学、JA、市と連携協力して、侵入が想定される5kmにわたって金網防護柵を設置。イノシシは下から侵入するので、防護柵は地中50cmほど埋め込み、侵入してくる側に返しをするのがポイント。さらに、ここをアンカーで固定することも重要です。

イノシシの出没を防ぐために、巣にならないよう耕作放棄地を整備したり、ヤギを放牧して鳥獣を寄せ付けない方法をとったり、「ざる菊」を植栽し「矢倉沢ざる菊祭り」を開催。地域活性化のイベントとして定着し、平成21年の第1回は来場者が5,000人だったが、現在は10,000人前後が来訪するようになった。

② 質問事項と回答

Q 住民が箱罠を設置して捕獲した頭数は？

A 今年度は35頭。市全体では110頭。

Q 「有害鳥獣対策委員会」のメンバーは住民のみか？

A 住民のみです。

Q 行政に頼るのではなく住民自ら行動を起こす動機となったことはなにか？

A 行政より活性化の説明があり、補助金も出るということで始まったが、この矢倉沢地区の方々は行政に頼るだけではダメだという意識が高かった。

Q 放牧しているヤギの手配はどうしたのか？

A 県の事業があり、三年間契約が出来たので県費で賄えた。

Q 「ICT機器」の活用とは？

A 罠に入ったことを知らせる装置として利用したい。

Q 「わな免許取得の推進を図る」とあるが、市の補助は？

A 5,000円の補助がある。

Q 地元団体の年齢構成は？

A 40才代～3名、50才代～3名、60才代～6名

Q 猟友会の高齢化は？

A 猟友会の高齢化については否定出来ない事実ではあるが、最近は新人もいて、市外からの入会もあります

Q 金網で広域を侵入防止できるか？

A 自然の地形を有効に使って、金網を少なくとも済むように工夫している。広域には金網防護柵を設置するが、農地を囲むには金網が有効だと思う。

Q 猟友会の手当は？

A 1回（約半日）で3,000円支給。罠では捕獲できたときに3,000円。

Q イノシシの個体数の推移は？

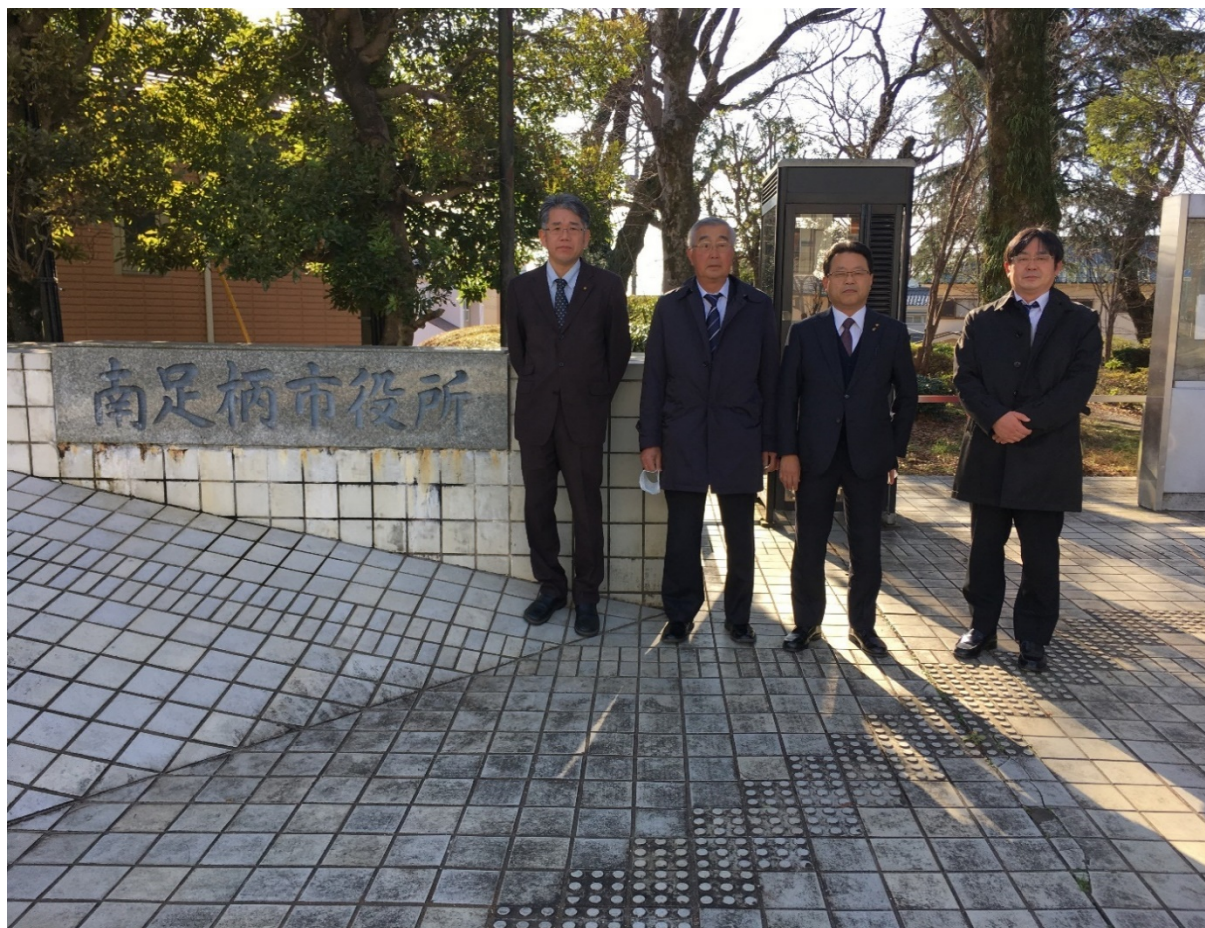
A 縞模様のように判別できないので固体を区別できない。そのため個体数の把握は出来ていないが増加しているのは事実だ。

Q 防護柵の維持管理の費用は？

A 自治会や住民からの寄付を基に「有害鳥獣対策基金」を設立。以後、この基金を取り崩しながらメンテナンスを行っている。

<所 感>

駆除と侵入防止を同時に進めたことで大きな成果があったように思える。また、行政頼みではなく、住民自ら地域を守るという自助努力の意識が大きな効果を生んだと思われるが、鳥獣被害防止に詳しい専門家と連携したことも大きな成果に繋がった要因と思われる。そして、最も大事なことは放棄地になる前に手を打つことだと改めて思った。



4, 研修概要<Ⅲ>

令和2年2月6日(木)

さくら市役所会議室(9:30~10:10)、

現地視察:(株)タカノ(10:20~11:00)

※ 研修目的

さくら市は、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」(国庫事業)を利用して、遊休農地の解消を図った実績がある。また、県単独事業である遊休農地解消支援事業や、市単独事業の遊休農地解消事業を実施しているので、その実態を探る。

① ＊エリアンサスによる草木系バイオマスの事業家について

(説明者:さくら市産業経済部農政課 副主幹兼農政係長 小堀 将孝 様)

◇さくら市の農業について

さくら市の農業は水稻を中心に、麦・大豆などの土地利用型農業を基幹として、イチゴ、ニラ、なす等の施設園芸作物や露地栽培も盛んで、首都圏への農産物の供給地として産地化に取り組んでいる。

また、畜産業も盛んで全国的な品評会において高い評価を得るなど、県内でも有数の生産地としての地位を確立している。

林業は椎茸の菌床栽培による産地化に取り組んでいる。

農家数:1707戸、2216名。新規就農者数:12名。農地集積率:57.7%。

遊休農地面積:A分類(比較的再生が可能な農地)が13.8ha、B分類(比較的再生が困難な農地)が27.6%である。

◇遊休農地の解消について

さくら市は、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国庫事業)を利用して、平成25年~29年度に8.6haの遊休農地解消を実現した。

この制度が平成30年度で終了したので、県単独事業である遊休農地解消支援事業や市単独の遊休農地解消事業を実施している。しかし、遊休地が山間部等により費用対効果的に実施者が少ないのが実情である。この中で、エリアンサスによる草木系バイオマスの事業化に成功した事例があるので、現地視察も含めて紹介したい。

なお、さくら市は、昨年「バイオマス産業都市」として国から認定されています。

また、市独自の「農地バンク」を創設し、高齢化や後継者不足によって耕作・管理が出来なくなった農地を、希望者に紹介する制度があります。

民間業者の(株)タカノ農園が、農研機構と国際農林業研究センターの強力の本で市内の荒廃農地5.8haに、イネ科の多年生植物エリアンサスを栽培。刈り取ったエリアンサスのみではペレット加工が困難なので木質廃材を混合させる工夫をし、ペレット燃料に加工して販売している。

市は、ペレットを1kgあたり45円で購入し、「市営もとゆ温泉」にバイオマスボイラーを配置し、シャワー用熱源として使用している。

(株)タカノは栽培面積を現在の8.1haから20haに拡大する方針だが、課題は使用先の拡大であり、ペレットの利活用が望まれる。

② 質問事項と回答

Q エリアンサスによる耕作放棄地に解消効果は？

A (株)タカノ様の作付け面積8.1 haの内5.8 haが放棄地の解消です。

Q 背丈が3 mほどになるエリアンサスが有害鳥獣の巣にならないか？

A 堅い植物なので、動物は入り込まないようだ。

Q 平成30年度の新規就農者が12名とあるが市内の方々か？

A 1名が市外からです。農機具購入費の補助、推奨作物（イチゴ、ニラ、アスパラ等）による助成など手厚く保護しています。

Q さくら市独自の「農地バンク」ですが、活動状況は？

A 1月現在で、貸し地登録が19名、14ha、89筆。借り受け希望者が6名。マッチングが成約に至らなかった。この方のその後の動向は、相対取引なのでフォローしていないが、次の人も待っているので、今後フォローしていく。

Q 国の農地中間管理事業と、さくら市の「農地バンク」の違いは？

A 国の制度は農地を貸すことが決まっている人対象であり、「農地バンク」は貸し借りの希望段階から扱っている。農地中間管理事業から外れている所の補完とも言える。

<所 感>

耕作放棄地の解決に農業法人との連携があった例だが採算性は十分ではない。

この法人は木質廃棄物処理業を行っているので、ここで得られる木材を破碎処理したものと混合してペレットを造り採算性を維持している状態である。

遊休農地の活用は、どのような形態であれ、それを引き継ぐ者がいることが先決ということになろう。空き家・空き地問題と同じで、責任をもって適切に管理してくれる人によって引き継ぐかが重要な視点である。



